

議員定数のあり方に関する 調査特別委員会会議録

令和5年7月6日（木）

（開 会） 10：41

（閉 会） 11：46

【 案 件 】

1. 委員長の互選
2. 副委員長の互選

○臨時委員長

ただいまから、議員定数のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

これより、委員長互選を行います。お諮りいたします。委員長互選の方法は、いかがいたしましょうか。

○川上委員

投票による互選をお願いします。

○瀬戸委員

これは議会事務局にお聞きしたいんですけど、特別委員会の委員長、副委員長の選任に関して、申合せ事項があったと思うんですけど、どのような取決めになっていますか。

○議会事務局次長

飯塚市議会の申合せとしまして、読み上げさせていただきます。「常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の委員長の職は兼ねないのが例である」という申合せがございます。（発言する者あり）もう一度ゆっくり申し上げます。「常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の委員長の職は兼ねないのが例である」という申合せがございます。（発言する者あり）兼務しないというのが申合せになっております。（発言する者あり）副委員長については特にそういった申合せはございません。

○道祖委員

事務局に確認ですけど、提案者3名で提案している議案について審議されていると思いませんけれども、この提案者は委員長になることは可能でしょうか。

○議会事務局次長

特にそういった規定はないとは思いますが、要は、委員長は中立的な立場で運営をしていく必要がありますので、提出者が委員長となることについては、適当ではないというふうに考えています。

○瀬戸委員

議会のほうの議長、副議長はその中に含まれますか。

○議会事務局次長

まず、飯塚市議会の先例におきまして、読み上げますと、「正副議長及び監査委員は特別委員会委員にならないのが例である」というふうにございまして、これまでいわゆる全員で構成する特別委員会というのは今までございませんでした。したがって、これまでにしましては正副議長と監査委員は特別委員会の委員になっていませんでしたので、そういった申合せはございません。（発言する者あり）特に法令等でそういった制限はございません。

○藤間委員

教えていただきたいことですが、選挙というと、いきなり誰かの名前を書くといったところ、誰が立候補するとかはなく、いきなり誰かの名前を書くという、そういった形でしょうか。

○議会事務局次長

投票になりますとそういった形になります。特に立候補とかいうことはなくて、投票用紙をお配りしますので、氏名を書いていただくことになります。選挙の方法としては、投票と指名推選、この2つの方法がございます。指名推選に関しては、指名推選とすることについて、要は、全員から異議がない場合だけ指名推選をすることとなりますので、現在、川上委員のほうから投票という申出がありました以上は、この委員長互選につきましては、投票によることとなります。（発言する者あり）

○瀬戸委員

この中で書けない人がいるわけですよね。それはきちんと示しとかなないと、書いたって無効でしょう。それはどうなりますか。

○議会事務局次長

先ほど申し上げましたように、飯塚市議会の先例として、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の委員長の職は兼ねないという例がございます。法的にそれは規制されているわけではございませんので、例えば、今、委員長になっている方の名前を書けないということではございません。

○瀬戸委員

では、申合せ事項というのは参考程度という、今まで決めて、先例でやってきたことはないがしろにしていいいわけですか。

○議会事務局次長

ないがしろにしていいいということではございません。こうやって申合せをしておりますので、議員はそれを尊重して運営をしていかなければ、議会運営がおかしくなりますので、その点をご理解願います。

○川上委員

私は投票と提案しましたので必然的に投票になります。それで、誰に投票するかしないかはそれぞれの委員の内心で判断することですから、この人はいいとか、この人は悪いかというようなことをこの場で言うようなことは、すでに選挙干渉になっております。――。（マイクなし発言）

○道祖委員

これは全員の議論の場ですから、今の川上委員のお話は一理あるかも分かりませんが、例えば、藤間委員から、投票というのは立候補ですか、それとも何か書くのですか、というふうに分からない委員さんもいらっしゃるんだから、それは丁寧に、新人議員さんが改選後に入って来られていますから、その辺はこういう審議があってもよろしいのではないかと思いますけれど。（発言する者あり）

○上野委員

今、貴重なご質疑がありましたので、私も気持ちを整理したいので、一度休憩に落としていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○臨時委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：48

再 開 11：29

委員会を再開いたします。

投票という発言があっておりますので、投票により委員長の互選を行います。

投票の前に念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて投票を願います。

それではこれより投票を行います。委員会室の閉鎖を命じます。

（ 委員会室閉鎖 ）

ただ今の出席委員数は26人です。投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

(な し)

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。事務局に点呼を命じます。

(点呼・投票)

投票漏れはありませんか。

(な し)

投票漏れなしと認めます。委員会室の閉鎖を解きます。

(委員会室解鎖)

開票を行います。会議規則第119条の規定により立会人に奥山委員及び秀村委員を指名いたします。よって、両委員の立会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告いたします。投票総数26票。これは、先ほどの出席委員数に符号いたしております。そのうち、有効投票24票、無効投票2票。有効投票中、江口委員23票、川上委員1票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は、6票であります。よって、有効投票の最多数を得られた江口委員が委員長に当選されました。江口委員の就任の挨拶をお願いいたします。

(挨拶)

私の役目は、これで終わりましたので、交替いたします。

○委員長

これより、副委員長互選を行います。お諮りいたします。副委員長互選の方法は、いかがいたしましょうか。

(投票という声あり)

投票という発言があつておりますので、投票により副委員長の互選を行います。

投票の前に念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて投票をお願いします。

それではこれより投票を行います。委員会室の閉鎖を命じます。

(委員会室閉鎖)

ただ今の出席委員数は26人です。投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

(な し)

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。事務局に点呼を命じます。

(点呼・投票)

投票漏れはありませんか。

(な し)

投票漏れなしと認めます。委員会室の閉鎖を解きます。

(委員会室解鎖)

開票を行います。会議規則第119条の規定により立会人に田中裕二委員及び城丸委員を指名いたします。よって、両委員の立会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告いたします。投票総数 26 票。これは、先ほどの出席委員数に符号いたしております。そのうち、有効投票 24 票、無効投票 2 票。有効投票中、兼本委員 22 票、永末委員 1 票、川上委員 1 票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、6 票であります。よって、有効投票の最多数を得られた兼本委員が副委員長に当選されました。兼本委員の就任の挨拶をお願いいたします。

(挨 拶)

本特別委員会の次回開催につきましては、正副委員長において、調整の上、後日ご連絡いたします。なお、本特別委員会につきましては、全議員の委員会となりますことから、開催日を事前に調整することが困難でございます。委員より事前に相談等があれば、できる限りお聞きしたいとは考えておりますが、ご希望に添えないこともあるかと思っておりますので、その点についてはご了承ください。

これをもちまして、議員定数のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。